

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	路上生活者自立支援			款	4	項	1	目	1	事業	2	整理番号	104			
担当部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	111				
上位施策No・施策名	20	支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	15	年度	<input type="checkbox"/>	実行計画事業目標			施策	<input type="checkbox"/>	計画事業		<input type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	公園や路上等で野宿生活をしている区内の路上生活者			内部管理		根拠法令等		(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (2) 路上生活者支援行政連絡会設置要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)							
	<p>○都と特別区共同の自立支援システムの実施により、路上生活者の就労自立・居宅安定を促進します。</p> <p>○苛酷な生活環境にある路上生活者に健康増進のための保健支援、就労自立を図るための支援や生活自立に向けた施設入所支援を行い、社会復帰につなげます。</p>								<p>緊急一時保護センター入所者数</p> <p>(1) ※25年1月末までは練馬寮、25年2・3月末は中野寮(新型)</p> <p>(2) 健康生活相談会参加者人数</p>							
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
<p>○平成23年4月より自立支援センター中野寮が開設されたが、路上巡回指導部門との連携により、迅速に路上生活者への福祉支援につなげる。なお、25年2月より、従来の緊急一時保護センター機能と自立支援センター機能が統合され、新型の自立支援センターとなり、より迅速な就労自立が期待されている。</p> <p>○路上生活者支援行政連絡会を開催し、都区の関係機関との連携を強化するとともに、冬季路上生活者健康生活相談会の実施や必要な保護・支援を行う。</p>								<p>成果指標名(1) 自立支援センター自立率</p> <p>算定式・指標の説明等 就労自立人数÷退所人数</p> <p>成果指標名(2) 健康生活相談参加者数で医療・福祉の処置をした人数</p> <p>算定式・指標の説明等</p>								
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)	1	人	90	100	81	100	75	100	75.0						
	活動指標(2)	2	人	9	20	9	15	10	15	66.7						
	成果指標(1)	3	%	43.6	55.0	49.2	55.0	51.9	60.0	94.4						
	成果指標(2)	4	人	1	10	0	5	9	10	180.0						
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	7,265	1,872	1,147	2,251	943	7,278	24年度予算執行率(%) 41.9						
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ①ホームレス地域生活移行支援事業等(執)・・・平成24年度予算見積り時に東京都自立支援担当課(特別区人事・厚生事務組合)より通知のあった23区分担金概算額に比して、緊急一時保護施設等の施設建設費が予想を下回ったことにより ②緊急一時保護施設利用者交通費・・・緊急一時保護センター練馬寮へのケース移送件数が当初予想件数を下回ったことにより ③緊急対応食料等の支給・・・区内路上生活者数の減もありますが、来所者数そのものが予想を下回り、緊急食料の提供件数が当初予想より少なかったことにより						
	(内)委託費	7	千円	18	96	22	96	20	96							
	職員数	常勤職員数	8	人	4.58	4.63	4.50	4.53	4.36				4.36			
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00			
		非常勤職員数	10	人				0.00	0.05				0.00			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	40,854	41,207	40,050	39,411	37,932				37,932			
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0				0			
		(内)非常勤職員分	13	千円				0	138				0			
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	48,119	43,079	41,197	41,662	39,013				45,210			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	534,656	430,790	508,605	416,620	520,173				452,100			
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0				0			
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0				0			
		都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0				0			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	48,119	43,079	41,197	41,662	39,013	45,210							
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 104

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)		
		ホームレス地域生活移行支援事業等 <23区分担金>					601
		緊急一時保護施設利用者交通費の支給			64	件	20
		緊急対応食料等の支給			198	件	295
		路上生活者支援行政連絡会及び健康生活相談の開催			2	回	27
	その他()					0	
(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	平成24年度末(25年2月)より、新型自立支援センター中野寮が開設されましたが、緊急一時保護センター入所者数は、練馬寮時代のものを合わせると75名であり、これは22・23年度とほぼ同水準となっており、施設の有効利用が図られています。また、自立支援部門での就労自立率も50%を超え、前年度以前よりも就労達成率が伸びてきております。また、冬季路上生活者健康生活相談会参加者数は10名を達成し、医療機関への紹介状発行件数と生活相談数も増加し、事業目的を達成しております。						

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	23区全体の路上生活者は、平成11年8月の5,798人をピークに減少傾向にあり、平成25年1月現在、調査開始の平成6年以降最も少ない1,117人になりました(前年同月比320人減)。杉並区でも同様に、平成13年8月の73人をピークに減少傾向にあり、平成25年1月は16人となりました。これは、都区共同事業である自立支援システムなどの効果によるものと考えております。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	路上生活者が公園等を占有していることに苦情が頻繁に入ります。路上生活者に対する荷物の撤去や公園などに居着いた場所からの退去の要望については、人権に配慮した対応が必要であることを、広く区民に伝えていくことも重要です。路上生活者に対しては、新型自立支援センター中野寮の巡回指導員や区みどり公園課など関係機関との連携をとりつつ、粘り強く福祉事務所の支援を説明し、居留地を管轄する福祉事務所に相談に行くよう説得を続けております。
	今後の予測	23区全体の路上生活者・杉並区での路上生活者数ともに、今後も逡減傾向にあるものと予測しております。一方で路上生活者の減少に効果を発揮してきた都区自立支援システムも、緊急一時的な収容施設の性格が徐々に弱まり、就労意欲を前提とした自立部門に、より力を入れていくことが予想され、長期間にわたり居留し続け、一定の生活パターンを持つに至った「定着路上生活者」の社会復帰は、このシステムをもってしても年々難しくなっていくものと思われれます。今後も路上生活者の若年化とその長期化傾向が続いていくものと予想しております。
評価と課題	都区の自立支援システムの活用、路上生活者巡回指導員との連携、区独自の路上生活者対策、いずれも、ここまでは効果を上げていることが、路上生活者数の減少からも明らかとなっております。引き続き、現行事業の活用とその充実を図っていきます。一方で、かなりの数が予測される、いわゆるネットカフェ難民など、住所不定未就労者の存在については、巡回指導員や福祉事務所の支援対象とはならず、業界との協力関係も十分でない現在においては、支援の空白地帯ともなっており、今後の課題です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	現行支援対象に入っていない、ネットカフェ難民など、住所不定未就労者については、国・都が各業界へ、広く生活困窮者対策としての協力を申し入れてもらうよう、今後も路上生活者対策関係会議の席上でも要望していきます。同時に、路上生活者に対する地道な支援の呼びかけを、これからも行っていくため、自立支援センター中野寮・路上巡回指導員との一層の連携を図っていきます。		

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 107

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		第9回特別弔慰金国債交付事務(6件)			
		第13回戦傷病者等の妻に対する特別給付金「か」号受付(2件)			
		第13回戦傷病者等の妻に対する特別給付金「か」号国債交付事務(6件)			
		その他(交付事務費)			31
(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	<p>○申請相談・受理及び東京都への進達等の国債交付事務を遅滞なく行いました。 ○広報すぎなみ及び区ホームページで申請情報を周知しました。</p>				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	特別給付金の対象者は、戦没者や戦傷病者の妻ですが、戦後、時間の経過とともに死亡によって対象者が減少し、遺族が特別弔慰金の対象者へ移行しています。特別弔慰金は、昭和40年から10年毎に支給されるようになりました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度は、国と東京都によるものも含めて対象者への周知をさらに行う必要があります。
	今後の予測	戦没者や戦傷病者家族の高齢化が進んでいるため、特別給付金の対象者が更に減少すると思われる。また、特別弔慰金の制度を知らない対象者の増加が予想されます。

評価と課題	<p>○申請相談・受理及び東京都への進達等の国債交付事務を遅滞なく行いました。国の制度なので工夫の余地は多くありませんが、より一層の事務の効率化が望まれます。 ○広報すぎなみ及び区ホームページで申請情報を周知しましたが、対象者が高齢化しているため、電話や窓口でのより丁寧な案内や説明が課題となります。</p>
-------	--

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	<p>国の制度であり、区は申請受付、国債交付等窓口事務のみを行っているため、工夫の余地は多くありませんが、より丁寧な案内や説明、周知を心掛けます。</p>		

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 108

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		埋火葬委託料	6	件	1,486
		遺骨保管料	6	件	54
		その他(官報掲載費、生花購入費)			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和8年の事業開始から現在まで、行旅死亡人(墓地埋葬法第9条第1項の死体を含む)の件数は、毎年ほぼ0~10件程度で推移しています。行旅病人の取扱件数は3年に1件程度で推移しています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	本来は身元不明者か身元引取り人のいない遺体が事業対象ですが、近年は親族がいる場合でも、絶縁状態であったり、葬祭費用を負担できないなどの理由で、遺体の引き取りを拒否されるケースが増えています。
	今後の予測	遺族がいる場合でも、引き取りを拒否されるケースが増えていることから、少しずつ件数が増えていくと考えられます。
評価と課題	身元不明者か身元が明らかになっても、親族の引き取り手のない遺体については、自治体が火葬処理をし、埋葬を行うことしか方法がなく、必要不可欠な行政処理と言えます。今後とも、法令や実務事例に則りつつ、死亡者本人へ心を寄せながら、適切に取り扱ってまいります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	親族がいる場合でも遺体の引き取りを拒否されるなど、様々な事例が発生しています。事例を文書化し、蓄積しながら、福祉事務所として、幅広く柔軟な対応を行えるよう、体制を整えていきます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 109

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		寄付を受付け、社会福祉基金として積み立て	9	件	172,729
		介護保険事業者緊急資金貸付の返還金	1	件	7,470
		その他()			0

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>利子額は基金に積立せず、地域福祉事業に活用されています。個人からの寄付のほか、故人の遺志による遺贈や、団体のチャリティー事業による継続的な寄附をいただいています。また、NPO介護保険事業者支援のため、基金を元にして貸付けを行うとともに、償還金については基金に積立していますが、平成22年度以降、新規貸付はありません。</p>
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>寄付金は一旦社会福祉基金に積み立て、福祉目的に大切に使うことを説明し、了承を得たうえでご寄付いただいています。</p>
	今後の予測	<p>平成23、24年度は東日本大震災の影響などで、社会福祉基金への寄付件数が落ち込みましたが、毎年継続してご寄付いただいている団体もあり、今後は徐々に件数が増えると思われます。</p>
評価と課題	<p>平成23、24年度は、個人からの寄付の多くは東日本大震災の被災地へ向けられ、社会福祉基金への寄付件数が落ち込みましたが、平常時に広く福祉目的での寄付を希望する方々の受け皿としての機能復活が期待されます。また、年間寄付金額は遺贈の有無により大きく左右されるため、予め計画することが困難です。そして、積み立てられた基金の用途については、一定のルール設定のための検討を深める必要があります。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>杉並区の寄付文化醸成を目指し、広く寄付についての周知を進めます。</p>						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		生業資金貸付		款	4	項	1	目	1	事業	9	整理番号	110
担当部課名		保健福祉部管理課		係名	地域福祉係		連絡先電話番号	1355		昨年度整理番号	117		
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	29	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象		区内在住の個人事業主。		内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区生業資金貸付条例				
					施設維持管理		(2)		同施行規則				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○区が事業用資金を低利で融資し、その融資で自立した生計を立てることです。		活動指標名(式)		(1) 貸付件数		(2) 貸付金額				
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○個人事業主からの融資の相談に応じ、借受資格の審査及び事業所調査を実施した上で貸付けを行う。 ○利率は3%以内。 ○貸付限度額は、設備資金が200万円で運転資金が160万円。 ○貸付後7年以内に償還されるように債権を管理する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標		成果指標名(1)		償還率			
				算定式・指標の説明等		収入済額÷(調定額-不能欠損額)		成果指標名(2)		償還額			
				算定式・指標の説明等									
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)		1	件	0	0	0	0	0	0.0			
	活動指標(2)		2	千円	0	0	0	0	0	0.0			
	成果指標(1)		3	%	11.5	17.0	12.0	17.0	9.7	15.0	57.1		
	成果指標(2)		4	千円	8,389	64,711	6,858	52,498	5,088	47,410	9.7		
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	2,778	2,117	1,772	929	798	93	24年度予算執行率(%) 85.9		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 平成21年度から債権回収委託が実施され、22年度から新規貸付を休止しました。そのため、委託する債務者数が年々減少し、事業費も減少しています。25年度は債権回収委託を休止しています。執行率が90%未満の理由は、債権回収を委託する債務者数が予定を下回ったためです。		
	(内)委託費		7	千円	2,778	2,093	1,772	876	768	70			
	職員数	常勤職員数		8	人	0.90	0.70	0.40	0.70	0.70			0.60
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
		非常勤職員数		10	人				0.00	0.00			0.00
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	8,028	6,230	3,560	6,090	6,090			5,220
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0			0
		(内)非常勤職員分		13	千円				0	0			0
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	10,806	8,347	5,332	7,019	6,888	5,313			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円									
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0			0
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0			0
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	10,806	8,347	5,332	7,019	6,888	5,313				
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 110

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		電話督促、訪問、督促状等の件数	62	件	54
		債権回収委託を実施した債権件数	19	件	708
		その他(生業資金貸付金、需用費)			36

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)

平成22年度から貸付につきましては休止しています。新規の相談は1件ありましたが、産業振興センターの融資制度と社会福祉協議会の生活福祉資金を代替としてご案内しました。平成21年度から債権回収委託を開始し平成24年度も引き続き委託しました。委託業者により債務者への訪問調査や納付交渉などの業務を進めました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和29年度の事業開始当時は、個人事業者が民間から融資を受けることが困難であり、本制度の需要は高いものでした。現在では区の産業融資制度、国民生活金融公庫や民間金融機関等の融資制度が整備され、また本貸付制度が低所得水準にある個人事業主のための制度ということもあって、長期的には生業資金の需要は大幅に減っています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	生活状況が厳しい債務者からは、償還遅延の際の違約金免除の要望が寄せられます。
	今後の予測	新規の相談はほとんど無いため、新規貸付については代替制度を案内することで、相談者に適した融資相談ができると考えられます。
評価と課題	平成23年度に引続き平成24年度も制度廃止に向けた検討を行いました。今後の経済状況の推移や他区の同制度の動向を把握したうえで制度廃止時期を見極め、廃止準備を整えておくことが重要です。債権回収委託については、平成24年度末で一旦休止しました。これは、平成21年度から続けてきた債権回収委託により、一定の効果が得られ、今後は費用対効果が減少すると予測されたためです。しかし、返却された債権の状況によっては、再委託も行う予定です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	新規貸付を平成22年度から休止し、制度廃止も検討しているため事業は縮小しています。残っている債権は長期滞納債権が大半を占めていて、債権回収委託により回収可能な債権について回収が進んできました。そのため、比較的回収困難な債権が残っているので、あらためて債務者の状況を正確に確認・把握し適正に債権管理を進め、収入未済を縮小させることが重要だと考えられます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		応急小口資金貸付		款	4	項	1	目	1	事業	10	整理番号	111
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	管理係			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	118	
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	48	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象		区内在住の低所得世帯主		内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区応急小口資金貸付条例				
					施設維持管理		(2)		杉並区応急小口資金貸付条例施行規則				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○無利子の貸付により、不測の事態を緩和し生活の安定及び向上を図ります。		活動指標名(式)		(1)		貸付件数				
						(2)		貸付金額					
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○災害や病気等で応急に資金を必要とし、他から借り受けることが困難な低所得世帯主に借受資格等審査のうえ、無利子で貸し付けを行う。 ○貸付についての債権管理を行う。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標		成果指標名(1)		償還率			
				算定式・指標の説明等		収入済額÷(調定額-不納欠損額)		成果指標名(2)					
				算定式・指標の説明等									
区分		単位	22年度	23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)		1	件	81	56	81	69	67	75	97.1		
	活動指標(2)		2	千円	7,347	6,001	8,220	7,246	5,744	6,863	79.3		
	成果指標(1)		3	%	13.7	15.0	11.3	15.0	12.9	15.0	86.0		
	成果指標(2)		4										
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	7,529	10,995	8,430	7,459	5,948	7,076	24年度予算執行率(%) 79.7		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 貸付額が予想を下回ったため、執行残が生じました。		
	(内)委託費		7	千円	140	143	140	141	140	141			
	職員数	常勤職員数		8	人	1.19	1.19	1.17	1.22	1.16			1.22
		再任用職員数		9	人	0.50	0.50	0.50	0.00	0.20			0.20
		非常勤職員数		10	人				0.50	0.55			0.50
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	10,615	10,591	10,413	10,614	10,092			10,614
		(内)再任用職員分		12	千円	1,475	1,540	1,540	0	786			786
		(内)非常勤職員分		13	千円				1,375	1,513			1,375
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	19,619	23,126	20,383	19,448	18,339	19,851			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	242,210	412,964	251,642	281,855	273,716	264,680			
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0			0
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0			0
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	19,619	23,126	20,383	19,448	18,339	19,851				
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 111

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		応急小口資金貸付	67	件	5,744
		その他(貸付事務費)			

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)
災害、疾病等のため応急に資金を必要とする所得の低い区民に無利子で資金貸付を行いました。(一般貸付限度額100,000円、特別貸付限度額 300,000円、災害・医療貸付限度額 500,000円)

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和48年度(事業開始年度) 貸付件数:62件/貸付金額:2,395千円 ○平成17年度においては集中豪雨による水害が発生し災害貸付が増加しました。○平成20年度は景気悪化の影響を受け、前年度よりも貸付件数が増加しました。○平成21年度も引き続き景気悪化の影響により貸付件数が前年度よりも増加しました。○平成23年度の貸付件数は前年度と同じですが、東日本大震災の災害貸付が4件あり、貸付金額が前年度を上回りました。○平成24年度は、震災の影響による災害貸付がなかったこと、昨年に比べ14件ほど貸付件数が減っているため、昨年度の貸付金額より下回りました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	連帯保証人を必要としない貸付制度にしてほしい、理由を問わず貸付してほしい、住所要件を問わず貸付してほしいという要望があります。
	今後の予測	平成25年度以降も不測の事態により生活資金等に応急的に困る低所得者からの相談が見込まれ、当資金貸付制度の活用が必要となります。
評価と課題	貸付対象者の多くが、再就職により初回給与を受けるまでの生活資金として、応急に資金を必要としながら他から借り受けることが困難な場合で有り、応急の貸付を行うことにより不測の事態を避けることができました。今後、債権管理については、償還率の向上に向けて改善を図る必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>当貸付は、所得の低い区民に無利子で貸付を行うことにより、失業等の経済的困窮者の生活再建に役立っています。しかし、償還開始までに6ヶ月の据え置き期間があり、その期間中に就職できなったり、体調を壊したり等生活の安定が図れなかった等、償還が大幅に遅れ償還率の低下がおきています。そのため、貸付決定における返済能力の審査は慎重に行う必要がありますが、現実的には目の前に緊急に困っている人がいます。貸付により一時的に救済できても、その一時金で生活が安定するとは限りません。個人差があるため、個人に合わせた返済計画を進めていく必要があります。併せてシステム改善や不能欠損の取扱いなど、制度の運用管理について見直しを進めていきます。</p>						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 114

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		震災救援所連絡会及び避難支援会議に出席	67	所	0
		避難支援計画の策定支援(新規)	16	所	0
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)

避難支援会議では、「地域のたすけあいネットワーク」登録者に対する避難支援計画の策定及び見直しについて支援をしています。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	65歳以上の高齢人口は、平成12年度で約8万5千人でしたが、25年度には約11万人となっています。また、障害者の人口もこの間で3割近く増加しています。高齢や障害などにより災害時に自力で避難できない方に対する「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」に取り組み、各震災救援所における安否確認や救護支援に向けた支援計画の作成をしています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	東日本大震災以降、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」登録者からは、災害時に安否確認や救護支援に対しての期待感が出されています。
	今後の予測	東日本大震災や都の被害想定の見直しなど、災害時における避難支援に対する期待は高まっています。震災救援所や高齢者・障害者の施設およびサービス事業者等による幅広い支援体制を、構築していくことが重要になってきています。
評価と課題	これまでの震災救援所への避難を原則とする考え方から、自宅が火災や建物倒壊等の危険がある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換していき、災害時要援護者対策会議で「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の避難支援プランの作成対象者の見直し等を図っていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>・「地域の手」登録者が8700人を越える中で、災害時における支援策が強く求められています。66箇所の震災救援所運営連絡会が災害時には安否確認や救護支援活動をしますが、その支援する側も被災する可能性もあり、今後、高齢者の事業所や障害者が利用している通所施設など幅広い関係者等との連携や協力を得ながら、支援体制の強化・拡充の整備を図っていくこととします。</p> <p>・これまでの震災救援所への避難を原則とする考え方から、自宅が火災や建物倒壊等の危険性がある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換していき、災害時要援護者対策協議会で「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の見直しを図っていきます。</p>					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		要援護者に対するサービスの総合調整			款	4	項	1	目	1	事業	14	整理番号	115	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所			係名	高井戸事務所 管理係		連絡先 電話番号	4312		昨年度 整理番号	122			
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	13	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象		援護を要する高齢者、障害者等			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区福祉サービス調整チーム設置要綱					
						施設維持管理		(2)							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		要援護者に関わる保健福祉サービス関係者の支援を調整し、要援護者の安定した生活を守ります。					活動指標名(式)		(1) 会議開催数 (2) 会議出席者延べ人数					
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○関係機関の調整を要する対象者への保健福祉サービスの提供について、福祉事務所長を座長として関係者の会議を開催する。 ○会議において対象者への具体的な支援について検討し、関係機関の役割分担を明確にする。 ○関係者間で情報を共有するとともに、支援の方向を確認し、適切で効果的なサービスを提供する。					成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
							成果指標名(1)		適切なサービスが決定された要支援者数						
							算定式・指標の説明等								
							成果指標名(2)		(代)1件あたりの検討にかかわったチーム員の数						
							算定式・指標の説明等								
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度		計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	回	3	24	2	24	4	24	16.7				
	活動指標(2)		2	人	22	240	18	216	42	216	19.4				
	成果指標(1)		3	人	3	24	2	24	6	24	25.0				
	成果指標(2)		4	人	7	10	9	9	7	9	77.8				
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	31	171	28	101	55	101	24年度予算執行率(%)		54.5		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項		サービス調整チーム開催回数は前年度より増えていますが、謝礼を支払う人の出席は少なかつたため、執行率は低くなっています。		
	(内)委託費		7	千円	6	6	4	6	4	6					
	職員数	常勤職員数	8	人	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54					
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
		非常勤職員数	10	人				0.00	0.00	0.00					
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	4,817	4,806	4,806	4,698	4,698	4,698					
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0					
		(内)非常勤職員分	13	千円				0	0	0					
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	4,848	4,977	4,834	4,799	4,753	4,799					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	1,616,000	207,375	2,417,000	199,958	1,188,250	199,958					
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0	0				
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0						
差引:一般財源(14-20)		21	千円	4,848	4,977	4,834	4,799	4,753	4,799						
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 115

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		調整会議開催数	4	回	
		その他(事務費)			55
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	精神障害を持つ方への在宅支援の方向性、子育てが難しい母子家庭の支援など、関係機関が顔合わせをして情報共有しました。その上で、支援の方向性や関係機関の役割確認とともに、連携強化に役立つ検討を行いました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	認知症高齢者への対応から始まったサービス調整チームですが、児童の虐待・家庭内暴力・精神障害等複数の問題を抱え、既存の支援システムでは対応困難な事例が増加しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	福祉サービス関係者が一堂に会し、個別要援護者の情報を共有し、それぞれのかかわり方を確認すると、多くの出席者から「困難ケースへの前向きな取組みが実感できた」などの感想が寄せられています。民生委員からも「こんなに多くの関係者が真剣に考えてくださっているのですね。今後も機会があったらぜひ協力させてください。」と励まされています。		
	今後の予測	福祉サービスは、公的機関だけではなく民間、医療機関など様々な機関が関わっています。民間による福祉サービス提供は年々増えてきており、さらに関係機関との連携強化が必要となってきています。困難な問題を抱える要支援者に適切な支援を行っていくためには、関係機関が集まり情報共有して方針・役割を確認するサービス調整チームの役割が重要となっています。		
	評価と課題	個別のセクションでは捉えきれない根深い問題の掘り下げ、また、ひとつのセクションでは担いきれない過重な負担を、関係機関が情報を共有し、支援内容を確認し役割分担をすることによって、当該要援護者の安定した生活を守ってきた成果は大きいです。今後も引き続き、複雑・困難な問題を抱える要援護者に適切な支援を行っていくために、関係機関の協力を得てサービス調整チームの更なる活用が望まれます。		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	生活保護受給者の抱える問題が複雑化する中で、多くの関係機関との連携調整が欠かせなくなってきました。福祉サービス調整チームをタイミング良く利用できるよう、職員の中での更なる周知・活用を図っていく必要があります。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護			款	4	項	1	目	1	事業	15	整理番号	116			
担当部課名		保健福祉部管理課			係名	庶務係(保健福祉支援担)		連絡先電話番号	1348		昨年度整理番号	123					
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業									
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	13	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		4	施策	20	計画事業	3	<input type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	○認知症、知的障害、精神障害等で十分な判断能力がない方			内部管理		根拠法令等		(1)	杉並区長の後見開始等の審判請求手続等に関する要綱							
					施設維持管理				(2)	杉並区成年後見制度利用助成事業実施要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)								
○判断能力が衰えても、住みなれたところで安心して暮らし続けられるように、本人の意思を尊重した権利擁護の取組みを進めていきます。								(1) 成年後見センター相談件数									
								(2) 杉並社協あんしんサポート係相談件数									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
○成年後見センターの運営に対する支援 ○区長申立てや後見人等報酬に対する費用助成 ○法人後見の受任及び区民後見人の育成・活用 ○杉並社協のあんしんサポート事業(地域福祉権利擁護事業)の助成								成果指標名(1)		成年後見手続き支援件数							
								算定式・指標の説明等									
								成果指標名(2)		福祉サービス利用援助事業の契約件数							
								算定式・指標の説明等									
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)							
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画									
指標	活動指標(1)	1	件	2,103	2,300	1,971	2,400	1,844	2,300	76.8							
	活動指標(2)	2	件	6,693	5,500	9,025	5,600	5,507	5,500	98.3							
	成果指標(1)	3	件	1,145	1,000	1,126	1,100	860	1,000	78.2							
	成果指標(2)	4	件	152	130	161	140	169	160	120.7							
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	17,763	25,984	18,794	29,939	25,580	30,464	24年度予算執行率(%)	85.4						
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 執行残の理由 成年後見センターの法人後見収入が見込み額より多く得たため、負担金の戻入がありました。							
	(内)委託費	7	千円	339	911	92	776	119	776								
	職員数	常勤職員数	8	人	1.07	0.85	1.00	0.95	1.09						0.67		
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.53	0.33							
		非常勤職員数	10	人				0.00	0.00	0.00							
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	9,544	7,565	8,900	8,265	9,483	5,829	その他 活動指標(2)は、24年度から「定期支援回数」を除きました。 参考:定期支援回数 24年度 3334件 23年度 2586件 22年度 2249件						
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	2,083	1,297							
		(内)非常勤職員分	13	千円				0	0	0							
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	27,307	33,549	27,694	38,204	37,146	37,590								
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	12,985	14,587	14,051	15,918	20,144	16,343								
	財源	受益者負担分	16	千円	412	0	55	1	76	1							
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0										
都からの補助金等		18	千円	12,307	0	12,184	12,183	12,183	12,183								
その他の補助金等		19	千円	0	0	0											
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	12,719	0	12,239	12,184	12,259	12,184								
差引:一般財源(14-20)	21	千円	14,588	33,549	15,455	26,020	24,887	25,406									
受益者負担比率(16÷14)	22	%	1.5	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0									

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 116

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		杉並区成年後見センター運営費	1	所	22,991
		あんしんサポート補助金	1	所	2,350
		後見人等の報酬費助成	1	件	120
		成年後見制度区長申立て件数	14	件	119
	その他()				
(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	<p>成年後見センターについては、制度及びセンター活動の周知に努め、相談、申立て支援を行いました。平成24年度は、区民後見人養成講座をすぎなみ地域大学とともに実施し、10名の方が後見人候補者として登録されました。また、区長申立てを行った認知高齢者の後見人に区民後見人が2名選任され、センターが後見監督人に就任しました。杉並社協のあんしんサポート事業も着実に業績を上げています。</p>				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>成年後見センター及び杉並社協あんしんサポート事業(日常生活支援事業)ともに事業実績を伸ばしています。 区長申立て件数(累計) 17年度22件 24年度111件 法人後見受任4件 法人後見監督3件 あんしんサポート契約件数 17年度50件 23年度169件</p>
事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>障害者団体からは、親亡き後の財産管理や身上監護の不安について、区政モニターからは、センターの周知や区民後見人の育成・活用についての期待が寄せられています。</p>	
今後の予測	<p>高齢・核家族化により、親族との関わりが希薄になり、高齢者や障害者の福祉サービス契約や財産管理を行うものが身近にいないため、成年後見制度や日常生活支援事業による支援が必要となっていくことが予想されます。</p>	
評価と課題	<p>本人の身上監護や財産侵害による区長申立てを14件行いました。また、成年後見センターにおいては、法人後見4件、後見監督2件を家庭裁判所より受任しています。 杉並社協のあんしんサポート事業については、都内有数の契約数となっています。今後も、各事業の需要増への対応をしながら、質の低下を招かないように運営に注意を払っていく必要があります。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し ○ 実施主体の見直し ○ 対象の見直し
	<p>成年後見センターの事業は、家族との関わりが希薄なため身上監護や財産管理に複雑な問題を抱えた相談が多く専門性が求められています。平成23年度より法律職非常勤職員を配置しましたが、常勤職員が杉並社協の派遣職員1名となり、運営・管理の面で強化を図る必要があると考えます。また、信頼性、信用力を高めるためセンターの公益認定作業を推し進めています。</p>		

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		保健福祉サービス苦情調整委員制度			款	4	項	1	目	1	事業	17	整理番号	118	
担当部課名		保健福祉部管理課			係名	保健福祉支援係		連絡先電話番号	1347		昨年度整理番号	125			
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	15	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象		保健福祉サービスの利用者			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (2) 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○保健福祉サービスを利用する方が、安心してサービスを利用できるようにすることを目指します。			活動指標名(式)		(1) 相談受付件数 (2) 処理件数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○保健福祉サービスを利用する方からの苦情申立てに対し、苦情調整委員が公正中立な立場で、問題解決のために迅速に対応する。			成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 相談受付件数に対する処理件数の割合 算定式・指標の説明等 処理件数÷相談受付件数 成果指標名(2) 平成15年度からの相談受付数に対する処理件数の割合 算定式・指標の説明等 累積処理件数÷累積相談受付件数							
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度		計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	件	13	24	28	24	18	24	75.0				
	活動指標(2)		2	件	13	24	28	24	18	24	75.0				
	成果指標(1)		3	%	100	100	100	100	100	100	100.0				
	成果指標(2)		4	%	100	100	100	100	100	100	100.0				
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	4,333	4,589	4,459	3,129	2,926	3,060	24年度予算執行率(%)		93.5		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費		7	千円	0	40	12	40	29	30					
	職員数	常勤職員数		8	人	0.40	0.20	0.30	0.20	0.23	0.11				
		再任用職員数		9	人	0.10	0.40	0.40		0.11	0.17				
		非常勤職員数		10	人										
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	3,568	1,780	2,670	1,740	2,001	957				
		(内)再任用職員分		12	千円	295	1,232	1,232	0	432	668				
		(内)非常勤職員分		13	千円							0	0	0	
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	8,196	7,601	8,361	4,869	5,359	4,685					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	630,462	316,708	298,607	202,875	297,722	195,208					
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0	0				
都からの補助金等		18	千円	1,447	1,447	1,447	1,440	1,440	1,440						
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	1,447	1,447	1,447	1,440	1,440	1,440						
差引:一般財源(14-20)		21	千円	6,749	6,154	6,914	3,429	3,919	3,245						
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 118

24年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)		
		(1)主な取組み	保健福祉サービス苦情調整委員運営	3	人	2,880
			制度周知(ポスター配布等)	1,800	枚	36
			保健福祉サービス苦情調整委員運用状況報告書配付	1,200	部	10
			その他()			0
		(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	保健福祉サービス苦情調整委員が、福祉サービスに不満を抱いている利用者からの相談に応じ、問題の解決を行いました。また、保健福祉サービス苦情調整委員制度を区民の方にお知らせするために、ポスターの掲示、区広報誌への掲載などを行いました。 苦情の受付件数:平成20年度 25件、21年度 16件、22年度 13件、23年度 28件、24年度 18件でした。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成12年6月社会福祉法による都道府県社会福祉協議会への運営適正化委員会の設置、平成14年東京都「福祉サービス総合支援事業」実施、平成15年11月杉並区保健福祉サービス苦情調整委員制度設置、17年度から介護保険に関する苦情相談を介護保険課で対応できるようになり、福祉サービスを利用する方の権利を守るための仕組づくりを進めています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	サービス提供事業者への苦情を第三者機関である苦情調整委員に相談できる点が、保健福祉サービスの利用者から評価されています。また、事業者は、苦情調整委員が問題解決に加わる事で、事業の問題点や利用者の訴えを客観的に理解することができます。		
	今後の予測	東京都社会福祉協議会によると、苦情相談は増加傾向であるとの分析でした。杉並区における苦情受付件数は年度によって差がありますが、今後も20件前後で推移していくと考えられます。		
評価と課題	苦情対応機関の仕組みはほぼ確立しました。今後はサービスの多様化やサービス利用者の権利意識の高まりに加え、障害者総合支援法の施行により障害者の対象が拡大したことから、苦情対応・相談が増えると予想されるので、事務局による初期対応が重要になります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	苦情調整委員との区内施設見学や意見交換会を実施し、調整委員が苦情対応の際に力を発揮できるよう工夫していきます。また、事務局職員も、保健福祉サービスについての知識と理解を深めるために研修等に積極的に参加していきます。制度の周知については、広報や区ホームページを活用して効果的に実施します。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 119

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		バリアフリー協力店調査等業務委託	200	店舗	2,360
		リーフレット「また来たくなるお店づくり」作成	1,000	部	189
		その他(郵送料、事務費等)			65

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)

バリアフリー協力店は、平成24年度の目標としていた新規登録200店舗を達成し、登録店舗数は776店舗になりました。
バリアフリー協力店の設備等が掲載されたホームページ「いってきまっぷ」へのアクセス数は128,000回以上(平成24年度実績)となり、高齢者や障害者、小さな子連れの方など多くの方にまちに出でまちを楽しむきっかけとなる情報提供をすることができました。
また、リーフレット「また来たくなるお店づくり」を新規登録店舗に配布し、接客等のソフト面での「心のバリアフリー」の啓発を行いました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年 バリアフリー新法施行 平成21年3月 東京都福祉のまちづくり条例改正 平成22年3月 杉並区ユニバーサルデザインのまちづくり推進指針改定 平成25年 杉並区バリアフリー基本構想策定予定 区内鉄道駅の車イス対応トイレの整備率 平成18年度 52.6% 平成21年度 73.7% 平成24年度 83.0% 区内路線バス会社のノンステップバス導入率 平成18年度 49.7% 平成21年度 67.2% 平成24年度 72.0%
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	<ul style="list-style-type: none"> 区立施設や公共交通機関、道路等へのバリアフリー化を求める要望が多くあります。 民間施設や個人住宅に対して、ユニバーサルデザインを考慮した改修費等への財政援助を望む声があります。 「バリアフリー協力店」の名称は、ハード面のみでの制度と受け取られ、登録をためらう店舗もありました。
	今後の予測	バリアフリー協力店は引き続き、新規の登録店舗を年間200店舗拡大する予定です。今後は高齢者や障害者などが抱える困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互いに尊重し支えあう「心」をはぐくむため、「心のバリアフリー」の推進が必要です。
評価と課題	バリアフリー協力店は、ホームページ「いってきまっぷ」への掲載や協力店に掲示する「ステッカー」により広く浸透してきています。設備的なハード面のバリアフリー化が困難な施設もあります。施設整備などハード面の取組とともに、ソフト面の取組である「心のバリアフリー」を広め、高齢者や障害者、子育て世代の方など、誰もが住みやすいまちの実現を目指します。今後は、平成25年度策定予定の「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	バリアフリー協力店は、登録店舗の拡大と「いってきまっぷ」への掲載を引き続き行い、すべての方がまちに出るきっかけとなる情報の提供を続けます。また、ハード面での施設整備と共に、ソフト面である「心のバリアフリー」を広めるため、バリアフリー協力店制度の見直しを検討していきます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 120

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		移動サービス情報センターの運営	1	所	11,178
		福祉有償運送団体への支援	4	団体	7,909
		福祉有償運送運営協議会運営	1	回	121
		その他()			0
	(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	昨年に引き続き「移動サービス情報センター」に運営委託を行い、移動困難者への移送サービス相談・情報提供(24年度 1,427件)を行いました。また、移動サービスに係る事業者のスキルアップに向けた研修・講演会を実施しました。 福祉有償運送運営協議会は1回開催し、福祉有償運送団体の登録・更新等を行いました。 福祉有償運送団体の運営費を補助し、移動困難者に対する移送サービスの維持・向上に努めました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	全国の福祉タクシー 平成16年 7,255台 平成20年 10,742台 バリアフリー新法では、平成22年までに、約18,000台を導入目標としていますが、21年度末で11,165台でした。そこで、平成33年までに28,000台の基本方針を掲げました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	「移送サービスに関する情報は地域に密着した広報を行い、利用者の個別性を十分に配慮した相談対応や情報提供が必要である。」また、「様々な移送サービスが提供されているので、事業者間において事業内容等の理解と協力関係を構築したい。」などの意見が寄せられました。 また毎年発行している「おでかけガイド」は分かりやすいと好評で、利用者に行ったアンケートでは感謝の声がほとんどです。
	今後の予測	福祉有償運送団体の移動サービス供給量は今後も増加する見込みです。 移動サービス情報センターについては、杉並区の実態に見合った制度を検証していく必要があります。
評価と課題	交通基本法の制定やバリアフリー新法の推進など移動困難者を取り巻く環境の変化を見据えて、移動サービス情報センターのあり方を考える必要があります。 福祉有償運送運営協議会については、「国土交通省の運営協議会における合意形成のあり方検討会」の報告を踏まえて、効率的に開催していきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	今後の移送サービスは福祉有償運送ばかりでなく、ユニバーサルデザイン車における福祉タクシーの増車など、移送サービスの担い手の拡大が予想されます。移送サービス支援事業は、杉並区総合計画における新たな地域交通システムと関連させて内容を検討することが必要になります。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 121

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		見舞金	351	人	7,371
		その他(事務費)	3		

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	被爆者の高齢化等により支給対象者数は減少傾向にあります。 支給者数 平成10年度 517人 平成15年度 516人 平成20年度 434人
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	見舞金の増額や被爆者への支援をさらに増やして欲しいとの要望があります。
	今後の予測	被爆者の高齢化の進行により、支給対象者は徐々に減少すると予測されます。
評価と課題		平和都市杉並として、被爆者を見舞うとともに恒久平和を願い本制度を継続します。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>今後も対象者の減少が見込まれるものの、平和都市杉並として被爆者を見舞うという趣旨から、現状の制度を維持していきます。</p>						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	中国残留邦人等への支援			款	4	項	1	目	1	事業	23	整理番号	124
担当部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			係名	管理係			連絡先電話番号	4306			昨年度整理番号	131
上位施策No・施策名	20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	20	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標	施策	計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条に定める中国残留邦人等とその配偶者			内部管理		根拠法令等	(1)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律				
					施設維持管理			(2)	杉並区中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○永住帰国した中国残留邦人等の方々の自立を支援し、世帯収入が一定の基準以下の方々に支援給付金を支給します。○中国語の出来る支援・相談員による生活支援相談を行います。○日本語教育など地域での自立を目指すプログラムへの参加を支援します。			活動指標名(式)								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○永住帰国した中国残留邦人等に対して、収入が一定の基準以下の場合、支援給付金を支給する。 ○本人及びその配偶者世帯に対して地域の一員としての暮らしを送れるよう援助する。 ○医療機関や公的機関へ手続き等に必要な場合、通訳を派遣する。 ○地域生活支援プログラムの実施により、日本語学習受講に要する交通費等を支給する。			成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
				成果指標名(1)									
				算定式・指標の説明等									
				成果指標名(2)									
				算定式・指標の説明等									
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	世帯	18	18	18	19	19	18	100.0			
	活動指標(2)	2	人員	27	27	27	29	30	28	103.4			
	成果指標(1)	3											
	成果指標(2)	4											
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	53,685	60,638	43,411	59,609	57,400	58,487	24年度予算執行率(%)	96.3		
	(内) 投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内) 委託費	7	千円	2,149	793	688	1,597	634	716				
	職員数	常勤職員数	8	人	0.80	0.88	0.21	0.21	0.21			0.21	
		再任用職員数	9	人	1.70	1.00	1.00	1.00	1.00			1.00	
		非常勤職員数	10	人									0.00
	人件費	(内) 常勤職員分	11	千円	7,136	7,832	1,869	1,827	1,827			1,827	
		(内) 再任用職員分	12	千円	5,015	3,080	3,080	3,930	3,930			3,930	
		(内) 非常勤職員分	13	千円									0
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	65,836	71,550	48,360	65,366	63,157	64,244				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	3,657,556	3,975,000	2,686,667	3,440,316	3,324,053	3,569,111				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0			0	
		国からの補助金等	17	千円	42,649	49,827	33,185	44,297	44,129			44,065	
		都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0			0	
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	42,649	49,827	33,185	44,297	44,129	44,065				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	23,187	21,723	15,175	21,069	19,028	20,179				
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 124

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
			中国残留邦人等に支援給付金の支給	19	世帯	55,514
			中国残留邦人等に対して通訳を派遣するなど自立支援	30	人	156
			地域生活支援プログラムを活用して日本語学習等講座等の受講	6	人	379
			中国残留邦人等に対する支援相談	19	世帯	1,351
		その他()			0	
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	中国残留邦人等の19世帯の方々に支援給金を行いました。中国語が話せる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等の方々とコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、自立のための支援相談を行いました。地域支援プログラムの実施により、日本語習得の援助を行い、生活の質の向上を図りました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業開始時は受給世帯16世帯、人数25人でしたが、平成25年4月1日現在、受給世帯数19世帯、人数30人になりました。平均年齢は現在70歳です。死亡・転出で5世帯廃止。新規開始は、8世帯14名です。地域生活支援プログラムは、平成21年度から要綱を定め実施しており、現在6名の方が利用しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	当事者以外の方からの意見は特に寄せられていません。残留邦人とその家族からは、生活保護法とは違った制度が出来てよかった、今後も制度を充実させてほしいという感謝と期待の声があがっています。中国語は話せるが読み書きが出来ない方など言葉の壁は厚く、日常的に通訳がほしいという声があります。杉並区に住み続けたいが、杉並エリアでの都営住宅の空き募集は、倍率が高くなかなか当たらないとの声があります。
	今後の予測	今後、杉並区の世帯数の急激な増減の見込みはありません。高齢化が徐々に進み、医療給付や、介護サービスの需要は、数は少ないとはいえ、増えると見込まれます。
	評価と課題	対象世帯に対する、経済的な安定は保たれています。今後、高齢化が進む中、よりきめ細かな支援体制を敷いていく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	受給者の方々の高齢化が一段と進み、介護の問題が重要な課題となりつつあります。同時に入院や老人ホームへの入所も、増えるとおもわれます。その際に、日本語が不自由な為、コミュニケーションがとれず、通院、入院生活、入所生活に支障がきたすことが懸念されます。今後、ますます、支援相談体制の充実が求められます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 125

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		特別永住者等特別給付金の支給	6	人	690
		重度心身障害者特別給付金の支給	2	人	720
		その他()			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	特別永住者等特別給付金を6名の対象者に、重度心身障害者特別給付金を2名の対象者に給付しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	特別永住者等特別給付金及び重度心身障害者特別給付金について、平成20年4月1日に支給を開始し継続して支給を実施しています。対象者が限られており、新たな申請がありませんので、支給者は通減しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	継続して実施することが求められています。		
	今後の予測	新規の申請見込みはありませんので、今後も支給対象者は低減していきます。		
評価と課題		給付金支給を適正に実施していきます。		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
今後も適正に要件審査を行っていきます。						

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 126

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		受験生チャレンジ支援貸付相談受付	797	件	482
		その他(相談事務費、相談員旅費ほか)			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)
平成24年度は相談件数が若干減少しましたが、利用者数そのものは増加しております。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	東京都の委託事業として、平成20年8月より就職チャレンジ支援、生活サポート特別貸付、受験生チャレンジ支援貸付事業の3事業を開始しましたが、平成22年度末をもって委託事業は廃止となり、平成23年度からは受験生チャレンジ支援貸付事業の相談受付業務のみとなり、現在に至っております。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	本事業に対するご意見等は特に出されていません。相談窓口・電話での受付件数から見て、期待されている事業であると考えます。
	今後の予測	低所得者層の減少は今後も予測できず、受験生チャレンジ支援貸付の件数は横ばいか、逡増していくものと考えております。
評価と課題	平成23年度からは都補助金事業としての受験生チャレンジ支援貸付のみとなりましたが、この事業は依然として大きな需要を保っています。低所得者で進学を希望する者がいる世帯においては、非常に期待されている事業であり、今後とも、きめ細かい受付・相談体制を維持していく必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	平成23年度からは、受験生チャレンジ支援貸付のみとなりましたが、この貸付制度は、該当する世帯にとって非常に期待の大きな事業となっております。平成23年度からは、事業の性格が委託事業から都の補助金事業に変更となったため、区市の自主事業化が図られ、貸付そのものを担当している東京都社会福祉協議会との間で協定を締結することとなりました(東京都生活福祉部生活支援課の指導による)。杉並福祉事務所としては今後も親切丁寧な受付・相談を行っていきます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		住宅手当緊急特別措置事業		款	4	項	1	目	1	事業	32	整理番号	131
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当		連絡先		電話番号	4306	昨年度整理番号	138	
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分		既定事業							
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	21	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者		内部管理		根拠法令等		(1) 住宅手当緊急特別措置事業実施要領(厚生労働省平成23年9月30日社発発0930第1号) (2) 杉並区住宅手当緊急特別措置事業実施要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○住宅手当を支給することで住宅をまず確保しながら就労活動を続け、就労自立を達成します。		活動指標名(式)		(1) 住宅手当相談件数(制度概要説明を含む) (2) 住宅手当申請件数						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○委託事業者である「住宅確保・就労支援員」が住宅手当の申請受付と相談者に対し住宅情報の提供を行い、住宅の確保を支援する。また、その上で就労活動の支援を行い、自立に向けた指導を行う。 ○手当支給額は単身世帯が月53,700円、複数世帯が月69,800円を上限とし、家賃の実費分を支給する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
				成果指標名(1)		住宅手当申請受理件数							
				算定式・指標の説明等									
				成果指標名(2)		住宅手当受理(支給決定)者のうち就労達成者数							
				算定式・指標の説明等									
区分		単位	22年度	23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	件	3,357	3,500	2,565	3,000	1,754	1,500	58.5			
	活動指標(2)	2	件	251	300	175	200	126	100	63.0			
	成果指標(1)	3	件	224	250	170	200	123	100	61.5			
	成果指標(2)	4	人	77	150	138	200	105	100	52.5			
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	110,996	119,985	109,120	77,404	64,758	86,720	24年度予算執行率(%)	83.7		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 相談件数、申請件数共に、前年の6割程度だったので事業執行率が8割程度に止まっております。			
	(内)委託費	7	千円	13,354	30,205	30,200	25,178	20,145	15,110				
	職員数	常勤職員数	8	人	0.98	0.98	0.85	1.06	0.95			0.85	
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00	
		非常勤職員数	10	人				0.00	0.00			0.00	
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	8,742	8,722	7,565	9,222	8,265			7,395	
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0			0	
		(内)非常勤職員分	13	千円				0	0			0	
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	119,738	128,707	116,685	86,626	73,023	94,115				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	35,668	36,773	45,491	28,875	41,632	62,743				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0			
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0			
		都からの補助金等	18	千円	110,673	181,303	109,120	176,276	64,758	86,720			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	110,673	181,303	109,120	176,276	64,758	86,720				
差引:一般財源(14-20)	21	千円	9,065	▲ 52,596	7,565	▲ 89,650	8,265	7,395					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 131

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		住宅手当			44,289
		住宅確保・就労支援委託			20,135
		その他(事務費)			334
(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	住宅手当の支給額実績は、平成23年度は78,597千円で、平成24年度は44,289千円と減少しました。住宅確保・就労支援委託費については、委託事業者の就労支援・住宅確保支援員を減員したため、減額となりました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成21年10月より政府の緊急雇用対策の一環として緊急提言され、都を通じ各自治体で実施するよう依頼があり、これを受けて、特別区福祉事務所長会での決定により、各福祉事務所または低所得対策関係課にて実施することとなりました。経済・雇用情勢については、未だ十分に好転したわけではありませんが、住宅手当の相談・支給件数は、22年度から引き続いて減少しており、24年度も23年度よりさらに減少したことから、当初の対象者に対して一定程度の支給が行き渡ったのではないかと推測されます。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	住宅手当事業に関しての要望・苦情などの声は特に聞き及んでおりませんが、依然として相談件数、申請件数は高い水準を維持しており、第二のセーフティーネットとして、その期待度は高いと思われます。
	今後の予測	現在の雇用情勢全般から、住宅手当事業への期待は依然として高いと考えられますが、一定程度支給が行き渡ったとも考えられるため、相談・申請、受理(支給)件数は、今後も減少傾向にあるものと考えています。
評価と課題	住宅確保・就労支援について、民間事業者の専門的な知識と豊富な経験を活用することにより、迅速かつ効率的な業務処理が行われており、低所得者対策として就労自立に向けた支援が着実に行われてきました。また、受給者の就労達成率についても、22年度は受給者全体の約3割程度でしたが、23年度は委託事業者増員等による就労支援の強化により、就労達成率が約8割となりました。25年度も、支援体制を無駄のない効率的なものに見直しつつ、より強力な受給者への就労支援を維持しながら、住宅手当の支給事務を行っていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	平成23年度の相談・申請・支給件数が減少に転じてきたことから、平成24年度は、住宅確保・就労支援員を無駄のない、より効率的な体制としていくため1名減としました。今年度はこの体制により、引き続き、強力な就労支援を行っていきます。また、平成23年度から、ハローワーク新宿との連携として、ハローワーク就職支援ナビゲーターのノウハウを活用した支援を行ってきておりますが、平成25年度も一層の連携体制の強化を図り、就職達成者数の増加に向け、力を入れていきたいと考えております。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付			款	4	項	1	目	5	事業	1	整理番号	215								
担当部課名		保健福祉部管理課			係名	地域福祉係			連絡先電話番号	1355		昨年度整理番号	228									
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業														
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	49	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)										
	対象	自然災害により死亡した区民の遺族及び、重度障害を受けた区民並びに、住居又は家財に被害を受けた区民。			内部管理		施設維持管理		根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例												
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)													
	○被災者の遺族に災害弔慰金を支給し弔意を表します。 ○障害を受けた被災者に障害見舞金を支給し生活の安定を図ります。 ○住居、家財に被害を受けた世帯主への貸付で生活安定を図ります。								(1) 災害弔慰金及び障害見舞金の受給者数 (2) 災害援護資金貸付数(新規)													
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標														
○自然災害(災害救助法等が適用された場合)で死亡した区民に災害弔慰金を支給する。 ○上記の災害で負傷(疾病を含む)した方に災害障害見舞金を支給する。 ○上記の災害で、住居、家財に被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付を行う。 ○平成17年度貸付分の災害援護資金について、平成20年度10月に償還を開始。 ○平成23年の東日本大震災に伴う災害援護資金貸付については、平成29年度まで申込受付を継続。								成果指標名(1)		償還額					算定式・指標の説明等		成果指標名(2)		災害援護資金貸付額		算定式・指標の説明等	
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度		計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)											
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績													
指標	活動指標(1)		1	人	0	0	0	0	0													
	活動指標(2)		2	件	0	7	3	1	1	1	100.0											
	成果指標(1)		3	円	1,107,936	990,497	992,824	999,824	1,002,173	1,009,239	100.2											
	成果指標(2)		4	千円			31,400	3,200	3,200	3,200	100.0											
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	0	60,035	32,538	4,237	4,230	4,236	24年度予算執行率(%)		99.8									
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 東日本大震災により、東京も災害救助法の適用を受けたため、災害援護資金の貸付が開始されました。同震災による生活再建支援事業の給付が平成23年度のみで終了したため、事業費は減少しています。											
	(内)委託費		7	千円	0	1	0	3	0	3												
	職員数	常勤職員数		8	人	0.10	0.40	0.40	0.30	0.30			0.10									
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00									
		非常勤職員数		10	人				0.00	0.00			0.00									
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	892	3,560	3,560	2,610	2,610			870									
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0			0									
		(内)非常勤職員分		13	千円				0	0			0									
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	892	63,595	36,098	6,847	6,840	5,106												
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円																		
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0			0									
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0			0									
		都からの補助金等		18	千円	49	46	10,941	37	33			27									
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0													
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	49	46	10,941	37	33	27													
差引:一般財源(14-20)		21	千円	843	63,549	25,157	6,810	6,807	5,079													
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0													

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 215

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		平成17年度貸付分の災害援護資金の償還を開始(都への償還額)	4	人	994
		平成24年度災害援護資金新規貸付数	1	人	3,200
		その他(災害援護資金償還金への利子補給)			36
(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	平成17年水害に対する災害援護資金貸付の借受人には、利子負担を軽減するように利子補給を行っています。東日本大震災に伴う、災害援護資金貸付は平成29年度末まで申込受付を行います。平成24年度の貸付は1件でした。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	最近台風など従来型の大規模災害に加え、平成17年度の集中豪雨以降度々発生している都市型水害が主なものでした。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で東京にも災害救助法が適応され、杉並区においても全壊及び半壊の被害が出て災害援護資金の貸付を開始しました。この貸付は平成29年度まで行われます。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成23年3月11日に発災した東日本大震災により家屋被害が生じています。半壊以上の被害者には災害援護資金の貸付制度が利用できる可能性があり、申込期間が平成30年3月31日までとなっているため、いつでも被災者からの問い合わせに対応できるように準備しておく必要があります。		
	今後の予測	東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間が平成29年度末までであり、借り受けの希望を持つ被災者からの相談が予想されます。		
評価と課題	東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間が平成29年度末までとなっているため、貸付相談及び申請があった場合に、滞りなく対応できるように準備が必要です。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ● 縮 小 ○ その他		
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
	東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間が平成29年度末までとなっているため、予算措置を含め被災者の要望に対応できるように準備が必要です。また、現在4件の災害援護資金貸付を行っていますが、据置期間が6年、その後の償還期間が7年と長期間債権管理を行うこととなります。そのため、マニュアルの整備や確実な引継ぎが重要です。				

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		小災害被災者見舞金・弔慰金の支給 款 4 項 1 目 5 事業 2					整理番号	216			
担当部課名		保健福祉部管理課		係名	地域福祉係		連絡先電話番号	1356	昨年度整理番号	229	
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分		既定事業				
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	36 年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標	施策	<input type="checkbox"/> 計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	火災、風水害等の小災害により被災した区内居住者及び事業主		内部管理	根拠法令等 (1) 杉並区小災害被災者応急援護措置要綱						
				施設維持管理	(2)						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)					活動指標名(式)					
○被災者が当面の生活を送ることができるようにします。					(1) 配布対象被災世帯数(火災・水害)・事業所数(水害)						
					(2) 一時避難所設置数						
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)					成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
○被災者に災害見舞金、弔慰金を交付する。併せて、日本赤十字の見舞品も配布する。					成果指標名(1)						
○被災状況により一時的に区施設等に避難するよう支援する。					算定式・指標の説明等						
					成果指標名(2)						
					算定式・指標の説明等						
区分		単位	22年度	23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画			
指標	活動指標(1)	1 件	44	104	56	119	54	119	45.4		
	活動指標(2)	2 件	0	1	0	1	0	1	0.0		
	成果指標(1)	3									
	成果指標(2)	4									
総事業費・コスト把握	事業費	5 千円	1,270	3,010	1,330	3,010	1,330	3,010	24年度予算執行率(%) 44.2		
	(内)投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 水害はありませんでしたが、火災被害が増加したため、執行率は昨年と同様になりました。		
	(内)委託費	7 千円	0	0	0	0	0	0			
	職員数	常勤職員数	8 人	0.30	0.40	0.10	0.20	0.30			0.20
		再任用職員数	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
		非常勤職員数	10 人				0.00	0.00			0.00
	人件費	(内)常勤職員分	11 千円	2,676	3,560	890	1,740	2,610			1,740
		(内)再任用職員分	12 千円	0	0	0	0	0			0
		(内)非常勤職員分	13 千円				0	0			0
	総事業費(5+11+12+13)		14 千円	3,946	6,570	2,220	4,750	3,940			4,750
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15 円	89,682	63,173	39,643	39,916	72,963			39,916
	財源	受益者負担分	16 千円	0	0	0	0	0			0
		国からの補助金等	17 千円	0	0	0	0	0			0
都からの補助金等		18 千円	0	0	0	0	0	0			
その他の補助金等		19 千円	0	0	0	0	0	0			
特定財源計(16+17+18+19)		20 千円	0	0	0	0	0	0			
差引:一般財源(14-20)		21 千円	3,946	6,570	2,220	4,750	3,940	4,750			
受益者負担比率(16÷14)		22 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 216

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		火災見舞金	54	件	1,180
		水害見舞金	0	件	0
		弔慰金	3	件	150
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組みがあれば記入)
見舞金対象の方へ見舞金の配布や、毛布及びタオル等、日赤見舞品の配布も行いました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業開始当初から、見舞金は被災者への当面の生活費等として効果がありましたが、近年、被災後の一時的な住居を求める相談が増えています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	見舞金品は非常にありがたいと、被災者から感謝の声を多くいただいています。見舞金、毛布、日用品を給付するため、特に苦情はありません。
	今後の予測	災害は予測できませんが、都市型水害のように、急激な気象変化による局地的な災害が懸念されます。
評価と課題	平成24年度の火災では集合住宅火災により、一度に多くの区民が被災する傾向が見られました。被災者が多い場合でも、見舞金配布や、宿泊施設のご案内等を迅速に行えるよう取り組んでいます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	緊急対応が多い事業のため、日頃から手続き書類、備品などを整理して、迅速な対応ができるように常に準備を整えます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 224

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		施設保守管理委託	3	所	33,530
		光熱水費	3	所	9,830
		維持管理経費	3	所	5,877
		運営事務費			3,684
		その他(施設整備費、旅費)			2,508
	(2)事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	機械警備、昇降機保守、清掃、樹木管理等、福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に業務委託し、適正に実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	
	今後の予測	
	評価と課題	機械警備、昇降機保守、清掃、樹木管理等、福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に業務委託し、適正に実施しました。また、平成24年度の節電対策では、併設施設の電力使用量も含め22年度比の概ね13%強の削減となりました。25年度は15%削減を目標として節電に取り組むとともに、適切に施設の維持管理を行うことで、施設の安全性の保持と、光熱水費の削減に努めていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		助産施設の入所支援		款	4	項	2	目	1	事業	31	整理番号	268
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	284		
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分		既定事業							
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象		入院して分娩する費用に困窮する妊産婦とその世帯		内部管理		施設維持管理		根拠 法令 等	(1) 児童福祉法第22条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則			
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○経済的に困窮する妊産婦が、施設助産を受けて、安心して出産できるようにいたします。		活動指標名(式)		(1) 入所決定者数 (2) 入所申込者数						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○助産施設における分娩の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 入所率 算定式・指標の説明等 入所決定者数÷入所申込者数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等						
区分			単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)		
				実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画				
指標	活動指標(1)		1	人	14	20	11	17	7	17	41.2		
	活動指標(2)		2	人	14	20	11	17	7	17	41.2		
	成果指標(1)		3	%	100	100	100	100	100	100	100.0		
	成果指標(2)		4										
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	6,863	8,259	4,487	8,360	2,677	5,686	24年度予算執行率(%) 32.0		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 若年層の不安定な収入が続くことから子どもを産まない選択をする世帯が増えてきたこと、また、指定の助産施設を希望しない人が増えてきたことが影響し、執行率が高くなりませんでした。		
	(内)委託費		7	千円	1	1	0	1	0	0			
	職員数	常勤職員数		8	人	0.63	0.63	0.62	0.63	0.66			0.67
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
		非常勤職員数		10	人				0.00	0.00			0.00
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	5,620	5,607	5,518	5,481	5,742			5,829
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0			0
		(内)非常勤職員分		13	千円				0	0			0
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	12,483	13,866	10,005	13,841	8,419	11,515			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	891,643	693,300	909,545	814,176	1,202,714	677,353			
	財源	受益者負担分		16	千円	233	390	156	273	78			195
		国からの補助金等		17	千円	3,259	3,515	2,366	3,549	1,520			2,359
		都からの補助金等		18	千円	1,764	1,757	1,308	1,774	760			1,179
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	5,256	5,662	3,830	5,596	2,358	3,733				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	7,227	8,204	6,175	8,245	6,061	7,782				
受益者負担比率(16÷14)		22	%	1.9	2.8	1.6	2.0	0.9	1.7				

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 268

24年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		助産施設への入所決定者数	7	人	2,589
		その他()			88

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	入所決定者数は、少子化の影響により減少傾向が見られましたが、平成21年度には倍増しました。平成22年度は利用者数に変化はありませんが、帝王切開等、特別な処置を要するケースが増加し、経費が増加しています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	制度を利用した一般世帯からは、経済的な心配をせずに安心して出産ができたと感謝の言葉をいただいております。また、出産祝い金は子育て費用にあてることができ、大変役だっているとの声も頂いております。
	今後の予測	現在の雇用情勢からして若年層の収入状況の不安定化から、本制度の利用価値は高まることが予測されますが、その一方で少子化の影響もあって、総体的には件数は横ばい状況が続くと思われま
評価と課題	経済的に困窮する妊産婦を支援する点で大きな役割を果たしています。今後は、子育て支援課や保健センターと連携し、妊産婦の精神的な負担軽減に重点を置いた施策の展開が必要と考えております。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	生活困窮者への出産費用の支援制度は、少子化対策として重要であることから、子育て関係機関との連絡調整を図っていきます。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 302

24年度の事業実施状況		内 容	規 模	単 位	事業費(千円)	
		(1) 主な取組み	入浴券の支給	1,439	人	33,477
			夏季健全育成費等の支給	延683	人	4,247
			その他()			0
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	児童の健全育成関係費目では、支給件数が常に100件を越えており、必要とされる児童に対してはほぼ漏れなく支給されてきたと言えます。また入浴券支給についても、風呂のない世帯へ、ケースワーカーからの情報に基づき、民生委員などの協力を得ながら、適切に支給されてきたと考えております。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	杉並区の生活保護世帯数は増加傾向にありますが、自家風呂の無い世帯、小中学生のいる世帯の割合は減少しています。入浴券、学童服・運動衣代、夏季健全育成費及び修学旅行支度金の支給件数については、平成24年度は前年度に比して横ばいで推移しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	入浴券を配付する民生委員からは、「配付の際に怖い思いをすることがある。」などの意見も、わずかですがありました。そうした世帯については、福祉事務所から直接配付しています。
	今後の予測	入浴券については、毎年自家風呂の無い世帯が減少傾向にあるため、配布世帯数は今後も減っていくと思われます。
	評価と課題	入浴券の配布は、公衆衛生の観点からも清潔な身体状況を保つことにより生活の向上が見込まれます。区内の公衆浴場が毎年減少していることから、居住地から離れたところにしかない場合も多く利用しづらいケースも出てきています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input checked="" type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
	法内援護の充実により平成25年3月31日をもって、夏季健全育成費、学童服・運動衣、修学旅行支度金、中卒者自立援助については廃止し、入浴券の支給のみ平成25年度も継続します。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		生活保護費		款	4	項	3	目	1	事業	2	整理番号	303		
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	308			
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分				既定事業							
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象		高齢者・傷病・失業等により生活に困窮する区民の世帯		内部管理		根拠法令等		(1) 生活保護法 (2) 生活保護法施行令						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○生活に困窮する世帯が、健康で文化的な最低限度の生活を保障され、自らが生活の自立に向け努力し、目標に向かって進んでいける状態を目指します。		活動指標名(式)		(1) 被保護世帯数 (2) 保護開始世帯数								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○生活に困窮する世帯に対して、その困窮の度合いに応じて最低限度の生活費等を支給するとともに、世帯の自立に向け援助する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
				成果指標名(1)		保護申請に対する開始世帯数の割合									
				算定式・指標の説明等		保護開始世帯数(職権開始分を含む)÷保護申請世帯数									
				成果指標名(2)		ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数									
				算定式・指標の説明等		被保護世帯数÷生保地区担当員(ワーカー)数									
区分		単位	22年度		23年度		24年度		25年度	計画(目標値)に対する24年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)	1	世帯	5,945	5,945	6,292	6,292	6,456	6,456	102.6					
	活動指標(2)	2	世帯	1,243	1,243	1,105	1,105	933	933	84.4					
	成果指標(1)	3	%	98.1	98.0	99.5	99.0	95.9	96.0	96.8					
	成果指標(2)	4	世帯	99	99	104	98	101	99	102.9					
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	14,014,119	14,817,641	14,650,104	15,506,042	15,425,872	15,493,526	24年度予算執行率(%)	99.5				
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	7	千円	57,714	53,413	46,237	69,254	62,645	53,447						
	職員数	常勤職員数	8	人	84.52	86.50	85.27	91.23	92.86			95.04			
		再任用職員数	9	人	9.00	13.50	11.40	4.00	3.20			5.60			
		非常勤職員数	10	人				9.00	9.00			7.35			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	753,918	769,850	758,903	793,701	807,882			826,848			
		(内)再任用職員分	12	千円	26,550	41,580	35,112	15,720	12,576			22,008			
		(内)非常勤職員分	13	千円				24,750	24,750			20,213			
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	14,794,587	15,629,071	15,444,119	16,340,213	16,271,080	16,362,595						
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	2,488,576	2,628,944	2,454,564	2,596,982	2,520,304	2,534,479						
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0			0			
		国からの補助金等	17	千円	10,147,940	10,954,477	11,204,582	11,063,486	11,284,481			11,425,631			
		都からの補助金等	18	千円	447,809	491,226	396,030	664,515	397,709			643,879			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	10,595,749	11,445,703	11,600,612	11,728,001	11,682,190	12,069,510						
差引:一般財源(14-20)	21	千円	4,198,838	4,183,368	3,843,507	4,612,212	4,588,890	4,293,085							
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 303

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		生活保護費			15,351,554
		医療費等支払事務委託			9,520
		嘱託医報酬			4,385
		生活保護システム運用事務費			31,125
		その他(生活保護運営事務費)			29,288
(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	生活保護受給世帯数は、平成24年度末は6,456世帯となり、23年度と比較すると164世帯の増であり、これは23年度以前2～3年の対前年比の伸びが、軒並み300～450世帯の増となっていたことを考えると、依然と受給世帯数は伸びており、保護費の増につながってはおりますが、伸び率そのものは明らかに減少傾向を呈してきております。一方で、特に保護費に占める医療扶助費の比率が大きくなってきており、後発医薬品使用の促進など、適切な支給に向けた取り組みが求められております。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成12年度末に6.3%だった保護率は、年々上昇を続け、高齢化と景気低迷の長期化により平成22年度末には13.1%となり、平成24年度末にはついに14.1%となりました。被保護世帯の内訳は、高齢世帯と傷病・障害世帯が全体の79%を占め全国平均より高く、母子世帯は3%程で逆に低くなっています。しかし、その他世帯である、稼働年齢層は、平成24年度末で全世帯の約18%となっており、ここ5～6年で急増しております。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	経済的に困っている時に生活保護制度を利用して助かった、今後も制度の内容を充実させてほしいという声があります。しかし一方で、生活保護受給世帯よりも低所得者世帯の方がむしろ苦しい生活を強いられているという、逆転現象を指摘する意見が、このところマスコミの報道を中心に多く出されています。一層公平な、本当に保護を必要としている方に対する適正な保護の適用と不正受給防止徹底への機運が、今後より高まってくると考えます。		
	今後の予測	経済雇用情勢は、明るさを取り戻しつつある気配はありますが、決して十分なものとは言えず、今後も、飛躍的な景気回復は望めないと考えます。生活保護受給世帯数の伸びも、鈍化してはいるものの、今後も増加を続けていくものと思われます。このような状況の中、生活困窮世帯との不公平の是正と不正受給の防止、さらには迅速な生活保護からの脱却を目指し、生活保護基準額の見直しと生活保護制度の一部改革が、平成25年度より行われることとなっております。国民から見て、公平で、本来生活保護が必要とされる対象者に対し漏れなく適用され、適切な運用が、これから先も求められております。		
評価と課題	国民の最低生活の保障制度としてなくてはならない制度であり、今後も適正に運用されていかなければなりません。今回、生活保護基準額を、物価変動を元に、年齢帯や世帯構成、地域差などを勘案した設定基準額に変更し、激変緩和にも配慮した旧基準額と新基準額の併用による新たな改定が行われます。これにより平成25年8月より、3年間にわたり、10%を限度に保護費を削減し、また不正受給防止と生活保護からの早期脱却と自立を一層促進していくための取り組みが正式に決定されており、今後、適正な制度の執行が期待されております。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	生活保護制度の保護基準額や制度そのもの見直しを通じて、公平で誰もが納得できる、生活保護制度の適切な運用を図っていくことが求められております。生活保護相談者個人の経済状況・健康状態・家族構成・就労活動状況などを、しっかりと職員が把握した上で、生活保護の適用を慎重かつ迅速に図り、区民の信頼を得られる制度の運用が必要とされております。					

平成25年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 304

24年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		自立支援事業業務委託			
		被保護者自立促進事業			16,448
		その他(就労支援員旅費 ほか)			761
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組みがあれば記入)	平成24年度の就労支援については、プログラム作成総件数476件中、就労支援専門員対象者分・委託事業者支援対象者分を合わせて266名が就労達成を果たし、保護廃止と収入増につながりました。また、引き続きハローワーク新宿就職支援ナビゲーターとの連携を図り、103名が就職を果たし、少しずつですが、生活保護からの脱却と生活保護受給者の収入増により、保護費の削減が進みました。25年度もメンタル支援や次世代育成支援員の活用を含め、一層効果ある各支援に努めていきます。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成16年度より、最初の自立支援プログラムとして就労支援を開始し、17年度からは体験就労支援や債務整理支援などを民間事業者へ委託のうえ開始しました。18年度からは、精神保健福祉士による精神的に不安を抱える被保護者を対象に、日常生活の維持向上と就労阻害要因解消に向けたメンタル支援を開始。20年度末から、被保護世帯児童等の不登校・ひきこもり、若者の社会参加支援を次世代育成支援員により開始し、21年度末からは、日常の金銭等預かり支援を浪費癖等ある被保護者を対象に開始し、現在迄多様な支援をきめ細かく行っています。			
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	実際にケース宅を訪問した次世代育成支援員のアドバイスの仕方がすばらしかったなど、肯定的な意見が聞かれ、ケースワーカーとの連携の下、事業の評判が高まっており、安定的に支援が行われております。また一方で、生活保護を受けていない、ぎりぎりの生活を送っている低所得世帯との公平性や適正な保護の実施の観点から、もっと厳しく就労活動を行わせ、生活保護受給の条件として、就労自立までの限度期間を設定し、監督していく必要があるという厳しい意見もみられます。			
	今後の予測	今後の生活保護受給世帯の動向は、通増傾向にあるとは言え、常に増加基調にあることには変わりはなく、適正な生活保護の適用に向けて、一層の自立支援の充実が必要不可欠なものとなっております。このような状況の中、特に就労支援については、国も生活保護受給世帯のみならず、一步手前の生活困窮世帯への就労支援の充実やハローワーク窓口の自治体への常設化など、就労支援強化に向けた指導が強まっております。福祉事務所としては今後も国・都の動向を注視しながらも、現行の各自立支援をきめ細かく確実に行っていきます。			
評価と課題	各自立支援プログラムの効果は確実に出ており、特に24年度の就労支援については、就労達成者数が23年度と比較し、100名程増えており、生活保護廃止・収入増による保護費の削減額も23年度と同様に上回っております。また、次世代育成支援による支援対象者の高校進学実現や就労活動の開始、高齢受給世帯に対する金銭支援員による安定した日常の金銭管理など、現行の自立支援プログラムは有効に機能していると考えております。今後もケースワーカー・各支援専門員・委託事業者支援員との連携を密に、支援の充実を図っていきます。				

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
			<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>①就職活動に踏み出していくことの鍵を握る、就労意欲の喚起事業には特に力を入れており、現在行っている体験就労支援については、より多様な業務・職種を体験させるため、民間事業者への業務開拓による「中間的就労」の実施も視野に入れ、今後、委託事業者と協議していきます。その際、産業振興センター設置の若者就労支援センターでの同取り組みとの関係構築や役割分担をどのように整理していくのか、考えていく必要があります。また、金銭等預かり支援対象者の需要増や次世代育成対象者の増加への対応を検討する必要があります。</p> <p>②平成25年度より、生活保護受給世帯等の児童・生徒に対する次世代育成支援として、高校大学進学支援、中学高校中退防止や社会性の向上のため、中高生のための社会的居場所を設置し、学習支援等を新たに開始します。また、高校進学に関しては、現行の中学三年生に対する塾代助成制度を一層拡充し、十分な学習環境を確保いたします。</p>			